苫小牧市交通安全センター指定管理者仕様書

苫小牧市交通安全センターの指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書によるものとする。

１　施設の管理に関する基本的な考え方

（１）「地域における交通安全の推進を図り、もつて市民生活の安定に寄与する」という設置目的に沿って、管理運営を行うこと。
（２）地域住民や利用者の意見・要望を管理に反映し、利用の向上を図ること。
（３）利用者を公平に取り扱うこと。
（４）効率的な管理を行い、管理経費の削減に努めること。
（５）個人情報の適切な管理を行うこと。

２　施設の概要

(1) 名　　称	苫小牧市交通安全センター
(2) 位　置(住所)	苫小牧市旭町３丁目５番２０号
(3) 建物・敷地	①　鉄筋コンクリート２階建　　延面積　３９３．１８㎡ ②　敷地面積　３１７．０５㎡
(4) 主な施設内容	①　受講ホール　１３７．７３㎡　８４人収容 ②　会議室、倉庫等
(5) 建物配置図 及び平面図	別紙のとおり

３　開館時間等（苫小牧市交通安全センター条例施行規則（昭和５８年規則第１２号。以下「センター規則」という。）第２条及び第３条参照）

(1) 開館時間	午前９時から午後９時３０分まで
(2) 休館日	１２月２９日から翌年１月３日まで
(3) その他	指定管理者は、開館時間及び休館日について提案する事ができ、市長が認めるときは、開館時間及び休館日を変更することができる。

４　指定期間

平成３０年４月１日から平成３５年３月３１日まで（５年間）

ただし、市長が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命

じることがある。

５　指定管理者が行う業務

（１）交通安全センターの使用許可及びその取消し等に関する業務

①　受付案内業務（付帯設備の操作説明等を含む。）

②　使用許可等に関する業務

ア　施設の使用許可に関する業務（使用許可の取消し等を含む。）

使用許可（苫小牧市交通安全センター条例（昭和５８年条例第６号。以下「センター条例」という。）第３条）

使用の制限（センター条例第３条）

目的外使用等の禁止（センター条例第４条）

使用許可の取消し等（センター条例第５条）

③　利用者の管理

（２）交通安全センターの施設、設備及び物品の維持管理に関する業務

①　建物の保守管理に関する業務

ア　建築物・建築設備等の保守管理

イ　諸室及び出入口等の開錠・施錠の確認

②　光熱水費等維持管理経費の支払い等

（３）その他交通安全センターの管理運営上必要と認める業務

①　施設の安全対策に関する業務

ア　事故発生時の対応（防火、災害に関する防災計画、避難計画、訓練等）

イ　保安警備業務

②　施設事務に関する業務

ア　総務、予算・決算、経理関係事務

イ　事業計画書、事業報告書、業務日誌・月報その他資料の作成・提出

ウ　各種統計等資料の作成、調査の回答

③　連絡調整業務

ア　市が出席を要請した会議等には出席すること。

イ　関係機関との連絡調整を図ること。

④　その他の業務

ア　広報及び宣伝業務

イ　指定期間終了に当たっての引継ぎ業務

ウ　その他指定管理者に指示する業務

６　自主事業の企画・実施

自主事業は、施設の設置目的に沿った事業で、指定管理者が独自に企画し、あらか

じめ市に提案し、事前に市の承認を得た上で、指定管理者が経費を負担して実施すること。

なお、自主事業は、指定管理者が料金を徴収できるものとする。

自主事業の提案については、事業計画書により提案し、協議することとする。

7　管理運営体制

（１）　休館日を除き、午前９時００分から午後９時３０分までの必要な時間、総括責任者又はそれに代わる職員を１人以上常時配置すること。

（２）　消防活動上必要な施設の点検及び整備等を行い、防火管理上必要な防火管理者（管理・監督的立場の職員）を１人配置すること。

8　経理に関する事項

（１）会計の独立

指定管理者は、次の業務ごとに独立して帳簿等の管理を行うものとする。また出入金は、団体自体の口座とは別の口座で管理すること。

（２）指定管理者の収入として見込まれるもの

①　指定管理料

市は、必要と認める管理経費に相当する金額を指定管理料として支払うものとする。ただし、当該年度の予算額を限度とする。

指定管理料の金額及び支払時期については、予算の範囲内で、指定管理者と協議の上、協定で定める。

なお、当該年度の指定管理料の金額は、市長が管理運営上特別な事情があると認める場合を除き、変更しないものとする。

ただし、翌年度の指定管理料については、市と指定管理者が協議して定めるものとする。

②　自主事業による収入

６の自主事業による収入を指定管理者の収入とすることができる。

（３）指定管理者の支出として見込まれるもの

①　人件費（退職給与引当金を含む）

②　事務費（旅費、消耗品費、通信運搬費等）

③　管理費（光熱水費、保守点検費等）

④　その他管理運営に必要な経費

9　備品について

⑴　市が所有する備品について、指定管理者が当該施設の管理運営業務に使用する場合は、無償で使用することができる。

⑵　市が所有する備品は苫小牧市物品会計規則（平成２６年規則第１号）に基づいて管理するものとする。

(3)　指定管理者が所有する備品を施設に持ち込む場合は、事前に市の承認を得ることとする。なお、指定期間満了となった時又は指定管理者の指定を取り消された時は、速やかに当該備品を撤去し、原状に復帰するものとする。ただし、事前の市との協議において、市が撤去しないことを承認した場合はこの限りでないこととする。

なお、撤去及び原状復帰に要する費用等は全て指定管理者の負担とする。

(4)　指定管理者が自らの必要性から自己負担で購入する備品、又は持ち込む備品について、市への帰属を希望する場合は、市と事前に協議するとともに、必要な事務手続を行うこととする。

10　保険の取扱い

（１）火災保険

火災等の災害による建築損害については、市が加入する全国市有物件災害共済会「建物総合損害保険」により補てんする。

（２）損害賠償保険

公の施設の瑕疵等により発生する損害賠償責任については、全国市長会「市民総合賠償補償保険」より補填する。ただし、当該保険の「指定管理者に関する追加条項」に該当する場合とする。

（３）補償保険

行事、活動参加中の市民等が外来の事故による傷害を負った場合については、市が主催又は市と指定管理者が共催して行うものに限り、全国市長会「市民総合賠償補償保険」より補填する。

※上記保険の補てん要件に該当しない場合は、指定管理者が保険加入すること。

11　指定管理者の管理開始にかかる準備

平成３０年４月１日からの管理開始が円滑に行われるよう、管理開始前に市との協議を積極的に行うこと。

なお、指定開始が始まるまでに要する準備経費については、原則として指定期間中の収入を持って充てることとする。

12　協定の締結

指定管理者を指定したのち、指定期間全体の「基本協定」を締結するとともに、年度ごとに指定管理費等についての「年度協定」を締結する。

なお、事業計画書で提案された内容の可否については、協定を締結する際に改めて協議するものとする。

13　モニタリングの実施等

協定等により合意した事項が履行されているかの確認及びサービス向上に向けた業務改善に必要な情報の収集を目的として、モニタリングを実施する。

年度終了後に事業報告書を作成・提出するほか、指定管理者による評価を行うこと。

指定管理者が管理の基準や事業計画等に示された業務等について基準を満たしていない場合等には、改善措置を講じるよう指導することがあり、さらに必要な場合には、指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じることがある。

14　修繕について

指定管理者が管理する建物（設備含む）及び敷地内の構築物（駐車場等）の修繕については、協議事項とする。

ただし、指定管理者の管理瑕疵による損傷等に伴う修繕は、この限りではない。

15　行政財産の目的外使用許可について

当該施設において、広告物の掲示（屋外含む）、自動販売機設置等を行う場合は、市からの行政財産の目的外使用許可が必要となる。

また、原則として使用料等を市に納付する必要がある。

16　第三者への委託

管理運営業務を一括して第三者へ委託することは認められない。

ただし、管理運営業務の目的を損なわない業務（清掃、整備）などで、あらかじめの承認を受けた場合は、この限りではない。

17　災害発生時の対応等について

当該施設が、災害時における避難所等としての指定を受け、また避難所等として開設されることとなった場合は、指定管理者は市に協力するものとし、必要な対応をとるものとする。

18　人材派遣について

市が承認した第三者への再委託を除き、当該施設の管理運営業務に従事する職員については、指定管理者が直接雇用するものとし、子会社や別会社等からの人材の派遣は認めない。

19　環境への配慮について

苫小牧市役所エコオフィスプランに基づくエネルギー管理に関する必要な事務を行うとともに、管理運営を行うに当たっては電気、ガス及び灯油などの燃料等、エネルギー使用量の縮減に努めるものとする。

20　計画停電時の対応について

(1)　計画停電により施設の機能が失われ利用できない場合や利用者の安全が確保できないと判断される場合は、市と協議の上、施設の利用を一時制限（利用停止）するなどの措置を講じるものとする。

(2)　計画停電時の対応等については、あらかじめ施設内に掲示及びホームページなどで施設利用者に周知するよう努めるものとする。

21　監査について

地方自治法第 199 条第４項に基づき、苫小牧市監査委員等による監査が行われる場合がある。この場合、指定管理者は協力するものとし、必要な対応をとることとする。

22　その他業務上の留意点

（１）管理運営方法の工夫とともに社会の変化に対応した改良及び改善を積極的に図ること。

（２）条例及び規則に則り管理運営することはもとより、法律、条例その他関連法規を遵守し、善良な管理者の注意をもって、適正な業務を遂行すること。

（３）障害のある方の利用に際して十分な配慮を行うこと。

（４）事故防止、安全管理には、特段の注意義務を持ってあたること。

（５）苫小牧市交通安全センター条例及び施行規則の規定に従うこと。

23 その他

この仕様書に定めがない事項又は疑義が生じた場合は、苫小牧市と協議する。